

## 平成28年度 文教委員会資料①

【議案第13号】

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定  
について

資料

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

市 民 文 化 局

(平成29年2月8日)

## 川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 特定非営利活動法人（第2条～第9条）</p> <p>第3章 認定特定非営利活動法人及び<u>特例認定特定非営利活動法人</u>（第10条～第15条）</p> <p>第4章 雑則（第16条～第19条）</p> <p>附則</p> <p>第3章 認定特定非営利活動法人及び<u>特例認定特定非営利活動法人</u>（寄附者名簿等の作成）</p> <p>第12条 法第54条第2項第1号及び第3号並びに第3項に規定する書類は、規則で定めるところにより、作成しなければならない。</p> <p>（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第13条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。</p> <p>2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、助成金の<u>支給後遅滞なく</u>行わなければならない。</p> <p>（<u>特例認定申請</u>）</p> <p>第14条 特定非営利活動法人は、法第58条第1項の<u>特例認定</u>を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 特定非営利活動法人（第2条～第9条）</p> <p>第3章 認定特定非営利活動法人及び<u>仮認定特定非営利活動法人</u>（第10条～第15条）</p> <p>第4章 雑則（第16条～第19条）</p> <p>附則</p> <p>第3章 認定特定非営利活動法人及び<u>仮認定特定非営利活動法人</u>（寄附者名簿等の作成）</p> <p>第12条 法第54条第2項第1号及び第3号、<u>第3項並びに第4項</u>に規定する書類は、規則で定めるところにより、作成しなければならない。</p> <p>（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第13条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。</p> <p>2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、助成金の<u>支給を行った場合にあっては遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあっては事前に（当該海外への送金又は金銭の持出しが災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）</u>、行わなければならない。</p> <p>（<u>仮認定申請</u>）</p> <p>第14条 特定非営利活動法人は、法第58条第1項の<u>仮認定</u>を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p>

改正後	改正前
<p>(認定特定非営利活動法人等の合併の認定申請)</p> <p>第15条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(認定特定非営利活動法人等の合併の認定申請)</p> <p>第15条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(電子文書法の適用)</p> <p>第18条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。))並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。))の規定による備置きとする。</p> <p>2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。))の規定による作成とする。</p> <p>3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。))並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(電子文書法の適用)</p> <p>第18条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。))並びに法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。))の規定による備置きとする。</p> <p>2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第35条第1項及び法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。))の規定による作成とする。</p> <p>3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。))並びに法第52条第4項及び法第54条第5項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧とする。</p> <p>4 略</p>